

法務局・地方法務局（法務省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 21 日（金）16：30～17：30
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者
（法務省） 加藤副大臣、中村政務官、他事務方
（自治体側） 上田埼玉県知事、山田京都府知事、石垣新見市長、阿部川崎市市長、古木和木町長
（戦略会議側） 北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、法務省から法務局・地方法務局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【（戦）：地域主権戦略会議側、（地）：地方自治体側、（国）：法務省】

- （国）法務局の前身は、戦後に裁判所から司法事務局として独立したもの。登記の事務は、各々の登記官が独任官庁として自らの権限と責任において行政行為をするという仕組みである。登記のうち、不動産登記は国土の権利関係を確定し明記するという役割がある。商業法人登記は、登記がなされることによって人格が与えられる、国家の構成要素の 1 つになる。これらが全国一律を要する重要なポイントである。その他国籍に関する事務、また準司法的な役割として、供託等も法務局の仕事として位置付けられているほか、訟務事務、人権侵犯事件に関する救済の事務がある。
- （国）人権の救済事務を行うのが国としての責務である。国際的には国連人権委員会から勧告を受け、国が責任を持って対応をする。例えば国連決議で採決されたパリ原則でも、人権擁護を国レベルで行うものと規定されている。民主党のマニフェストでも新たな人権侵害救済機関を設立することが約束となっている。この事務は準司法的なもので、国で統一的に処理・運用されるべきであり、法務局で行うことが適切と考えている。
- （地）事務の性格上、法務局・地方法務局の事務の移管について、様々な議論をすべきということが多くの方から出ている。その中で、国籍や登記のように司法や裁判制度に密着に関連する事務との役割分担をどうするか。しっかりと検討しなければ、すべて受ける・受けないとかいう段階ではない。
- （地）我が市では法務局の支局廃止に伴い、企業の印鑑証明を 40 キロ先まで取りに行く必要が生じている。是非証明書発行事務を地方自治体に移管してもらいたい。
- （地）地域ごとに取扱いが異なることが絶対に許されず、全国一律が強く要請されており、地方自治体に任せると基準がばらばらになるという趣旨の説明があったが、統一基準、一律で行うものは単純作業なので、地方自治体で十分できる。基準やバックアップシステムがあれば十分である。
- （地）現在戸籍事務を各市町村で行っているが、それ以外の地方法務局の事務についてもほとんどが都道府県で行うことが可能ではないか。
- （国）登記事項証明書の交付については、市場化テストにより民間委託を実施している。登記所の受付については、支局がなくなった場所に発行請求機の端末を設置し、印鑑証明書な

ども交付している。また、オンラインでの印鑑証明の発行が可能であり、全体的に利便性の向上を図っている。

(国) 人権救済について、法的な判断を伴うような準司法的な救済については事実関係を調査し、それを判例等に照らして違法性の有無の判断を行っている。その判断がぶれてしまうと困るので、国で行うことが妥当と考えている。

(地) 例えば選挙の事務は、判断が食い違ったらおかしいが、すべて都道府県や市町村で行っている。人権関連も、生活保護の認定等を全部市町村がやっている。判断がぶれるからおかしいと言ったら、我々が行っている準司法的手続は全部だめになる。

(地) 我々は法務省が人権擁護をやってはいけないと言っているわけではなく、どちらがふさわしいかということで地方に移管を進めるべきだと申し上げている。

(国) 昨年の衆議院選挙のマニフェストには新しい人権侵害救済機関を内閣府の外局として作ると書いている。マニフェストどおりにできると仮定すると、法務局から事務を切り離すということになるので、人権擁護の事務の扱いは、法案作成の際に議論していかななくてはならないところであり、御議論いただきたいというつもりでお話した。

(地) 基準を国が作ることを否定しているわけではない。実際に問題をどう解決するのかということは、市町村、自治体の方が優れている。

(地) もっと現実を見ていただかないといけない。民間委託だからサービスが良いと言うが、証明を40キロ先まで取りに行かなければならない。オンラインでは料金が発生する。

(国) オンライン請求で、証明書の請求は直ちにでき、翌日なりに郵送でお渡しするサービスを提供している。行政の効率化という観点から登記所の統廃合を進めているが、オンラインや、発行機を設置するといったサービスを実施してコストダウンに努めている。

(地) 固定資産税や不動産取得税をかけるのに、登記所で確認をしなければならず、地方の職員がわざわざ行っているが、事務が移管されればすぐできる。そういうことが可能ではないか。

(国) 説明するに当たり、国全体でどういう役割分担することがコストパフォーマンスとして一番高いかというつもりで考えている。その時に我々の考え方が何が何でも100%正しいと言うつもりはないので、俯瞰をして説明したつもりであるし、こうした方がいいのではないかと問われれば、もちろん検討させていただこうと思っている。

(地) 人権問題を総合的見地からより効果的に扱うことができるのは、都道府県であり市町村ではないか。

登記の事務でも、土地の調査、まちづくり等を全部やっている人間が地域を見ながら行った方がコストパフォーマンスが全体として良くなるのではないか。こういう総合行政としての視点が法務省には欠けているのではないか。総合行政によってより効果的に一つの行政が密接に関連してくるからこそコストパフォーマンスがよくなるという観点から考えていただければ幸せである。

(国) すべて地方自治体にお願いした場合に、うまく進んでくれればよいが、多分格差がぐっと広がってしまうところをどうサポートするかという発想でやっていかなければいけない。誰がどう分担するのが一番コストパフォーマンスが高いかというのはものの見方の違いという指摘があったが、ベストな方法があれば是非考えさせていただきたい。

(戦) 地方への移管ができない理由ということではなく、どうすれば実現できるかと頭を切り替えて御検討をいただくように強く要請したい。

(戦) 地域主権改革という観点以外からも、国民の利便性という観点からも是非今後地方への事務権限の移譲も考えていただきたい。また、全国統一的にぶれがあってはならないということを常に主張の根幹に置いているが、戸籍の事務を始め、様々なものが現に自治体の現場で行われているという事実もしっかりと踏まえて、今後検討していただきたい。

(以上)